

第三十八回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第七号

昭和三十六年五月十一日(木曜日)

午前十一時十七分開議

出席委員

委員長 竹山祐太郎君

理事青木 正君 理事首藤 新八君

理事丹羽四郎君 理事早川 崇君

理事早稲田柳五郎君 理事佐野 憲治君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

飯谷 忠男君 木村 公平君

長谷川 峻君 林 博君

三和 精一君 米田 吉盛君

板川 正吾君 太田 一夫君

戸叶 里子君 山中 露史君

井堀 繁雄君

出席國務大臣

自治 大臣 安井 謙君

出席府政務次官

自治 府政務次官 渡海元三郎君

自治 府事務官 松村 清之君

(選挙局長)

五月十一日

委員金子岩三君辭任につき、その補

欠として木村公平君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員木村公平君辭任につき、その補

欠として金子岩三君が議長の指名で

委員に選任された。

五月十日

公職選挙法の改正に関する請願(伊

藤卯四郎君紹介)(第三八八九号)

同(春日一幸君紹介)(第三八九〇号)

同(鈴木満男君紹介)(第三八九一号)

同(田中幾三郎君紹介)(第三八九二号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
選挙制度審議会設置法案(内閣提出
第一二〇号)

○竹山委員長 これより会議を開きま

す。
内閣提出、選挙制度審議会設置法案

を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを

許します。井堀繁雄君。

○井堀委員 前回の本委員会で質問を

いたし、回答を願うように御用意いた

だくことにしておいたのであります

が、例の奄美大島の場合に行なわれま

したと同様の意味において、沖縄の主

権が復活した際における国会議員の議

席を、あらかじめ別表に用意するとい

う点についてお尋ねをいたしましたの

であります。その節、時間の都合もあり、

を必要とすることになっております

が、この場合、現在の沖縄の人口と国

内の人口と総合して定数をふやすとす

れば、もし奄美大島のように一名増加

するということになりますと、沖縄の

場合、衆議院議員ですと議席を何人く

らいふやさなければならなくなるか、

あるいは参議院議員の場合はどうい

う形になるか、この点についてお伺い

いたします。

○安井國務大臣 現在、沖縄の人口は

八十万名というふうに推定されてお

ります。そうしますと、今の一応の基準

としますと、二十万人に一人というよ

うな衆議院の比率になります。しか

し、御承知のように、日本でも各地区

によりましてみな変わっております

し、その状況で今定数が、はたして何

名が妥当であるかということにつきま

しては、もう少し検討いたしたいと

思っております次第であります。

○井堀委員 もちろん、正確な数字を

この際きめるといことは——今回上

程されております選挙制度審議会の審

議対象にも上せておられるのであり

ますから、正確なものはその際検討さ

れるものと思っておりますが、一応目安

というものがなければならぬと思いま

す。国内の現在の比例二十万というこ

とになりますと、大体四名というふう

になります。その点どうでしょう。

○安井國務大臣 機械的な計算上は三

名ないし四名、その辺かと思ってお

ります。

○井堀委員 従来何回か別表に規定さ

れた記憶をわれわれは持つておるので

ありますけれども、正確なことを記憶

しておりませんのでお尋ねいたした

いと思っております。何回か別表が改正さ

れて、そのたびに沖縄区域の定数が変更

したことがあると思っております。それ

は、たとえば大選挙区で一回やっ

た時代もあるのですが、そのたびに更

更が行なわれておるはずであります。

それをも一つ、おわかりになれば、この

際明らかにしていただきたいと思います。

○安井國務大臣 直接別表に載ってお

りましたのが、施政権がアメリカに移

りました直後、定数表から落とされたわ

けであります。落としました直前の別

表に載っておりました数は、二名とい

うことになっております。

○井堀委員 その以前に、大選挙区の

場合には、あそこは一選挙区と見たと

記憶しておりますが、それからさらに

その前、小選挙区を、いつの時代です

か、実施したことがあります。その時

分にはどういう定数で取り扱ってお

るか。

○松村(清)政府委員 ずっと以前のこ

とは、ちよつとここに資料を持ってき

ておりませんのでお答えできません

が、戦前、終戦前には沖縄の定数は五

名でございまして、それが、御承知の

ように、戦後大選挙区制のもとで総選

挙を行なったことがございます。その

際に二名になりました。その次の中選

挙区に戻ったときの選挙からは、もう

全く別表から落ちたわけではござい

ません。

○井堀委員 この別表から落ちたとい

きさつについて拝聞しますと、あちら

の方からの問題じゃなくて、間接的な

サセクションが何かあったかどうか、

あるいはそのいきさつを、この際何

ておくことが必要だと存じます。でき

るだけ詳細に、一つその経過を……

○松村(清)政府委員 戦後、昭和二十

一年の大選挙区制のもとにおける衆議

院の選挙に際しましては、別表に、先

ほど申し上げましたように、沖縄の定

数二名というふうに出しておいたわけ

でございます。ただし、法律の附則で

は、沖縄には勅令で定めるまでは選挙

を行なわないというふうになっており

まして、これはおそらく、事実上アメ

リカ軍が占領しておりますので選挙が

できないので、法律の上でそういう規

定がしてあったのだらうと思いま

す。それから間もなく司令部の方から覚書

が出まして、沖縄の行政事務分離とい

うことが行なわれたわけではございま

す。その結果であるかと思ひますが、

次に、昭和二十二年に中選挙区制に展

して選挙をやりました際には、もう沖

縄の定数というものは別表から落ちて

おったのでございまして。それで、私ど

も推測をいたしました。それは、おそ

らく、昭和二十一年の大選挙区制のもと

で選挙をやりました当時においては、

法律的には、日本の主権と申します

か、行政権が沖縄に及んでおる、従っ

て、選挙法——当時は衆議院議員選挙

法でございまして、選挙法という法

律でございまして、選挙法という法

律でございまして、選挙法という法

律でございまして、選挙法という法

律も沖繩に当然及ぶ、しかし、実際は選挙がやれないから、勅令で定めるまでは選挙をやらない、こういうふうには法的になつておらず、そのあとで司令部からそういう覚書が出まして、そこで、沖繩には日本の行政権が及ばない、そういう法的観点から日本の法律も沖繩に及ばないということ、別表から沖繩の部分は削除したのだらうと思われまゝ。

○井堀委員 そのところをもう少し正確に知りたいと思いますが、当時まだ占領下の時代であつたか、また、どうかということも問題があるだろうと思ひます。その後、独立したことによつて、こういうものに対する判断の基準も、おのずから変わることは当然であります。そういう意味で、GHQの方から、沖繩の行政権のないことを理由にして別表からははずすという御注意があつたということであるが、それはいつごろ、どういう形であつたかわかりません。

○松村(海)政府委員 昭和二十一年の一月二十九日に、ただいま申し上げました行政権分離の覚書が司令部からきたわけでございます。それに基きまして、六月の十八日に、ポツダム政令でもちまして、ただいま申しました、こまかくなりますが、附則で、沖繩——これは沖繩だけに限りませんが、北海道の函館、色丹の方も同一でございますが、そこには勅令の定めるまで選挙を行なわない、そういう規定そのものを落としてしまつたわけでございます。従つて、当時においては、沖繩には行政権は及ばない、こういう法律解釈で、次の選挙における別表からは沖繩がはずされたのであります。

○井堀委員 ただいまの御答弁で大体経過が明らかになつたと思ひます。そこで、自治大臣にお尋ねをいたすのでありますが、二十一年の一月二十九日のことでありまして、当時のGHQの分離を命ぜられたいきさつは、ある意味において、まだ占領下でありましたので当然の処置であつたと思ひますが、その後、わが国も、独立国としての体面を一応形式的にも、実質的にも備えてきておる今日、この問題に対する政府の解釈といふものは、おのずから明確にする時期がきておると思ひますが、この点について、内閣としての正式の見解がきまつておひになりませんか。

○安井国務大臣 前々回でございまして、井堀委員からの御質問を兼ねた御提案の問題がございまして、私も、これは非常に大事な問題だということ、一応閣議にも報告をいたしまして、種々今後検討をいたすというふうにしておりませんが、どういふふうにするという、まだ政府としての決定には至っておりません。

○井堀委員 この問題は、いろいろな独立後の処理をいたすべき事項の中でも最もすみやかに、かつ、わが国の見解を明示して解決をはかるべき事項の一つであると思ひます。その意味においても、今日まで延引してあること自体が、国会を含めても責任があると思ひます。これから御調査をなさるとか、研究をなさるとか、いかにこの問題ではないかと思ひます。いかでかという状態が放置されるかどうかという問題があるのであります。ならばとにかくとして、一応日本に滞在主権のあることだけは、いずれの点からいっても、きわめて明確でありま

す。そして、日本が独立をした今日においては、これはその潜在主権に対する考え方を貫いて、その考え方の上に処置を講ずべき事柄だと判断できるわけでありまして、とすれば、相手方の外交上の儀礼的手続はいかにかと思ひます。すけれども、本質的には、わが国の判断によつて決することのできるものと私も判断しておるのですが、大臣のこの点に対する見解を明らかにしてもらひたい。

○安井国務大臣 井堀委員のお話のような御見解も確かに有力な御見解だと思つて、われわれもせっかく検討中のものでございまして、平和条約の文章その他いろいろな関係もございまして、これは、政府として今直ちに右から左へこうしたいという方針を決定するには、もう少し検討の時間をいただきたいと思つておるでございまして、井堀委員、しつこいようですが、何かそういうことを決定されると弊害がございまいしょうか。そういうことも、まだおわかりになつていないのでし

うか。

○安井国務大臣 これは一つは空気といひますか、感觸というふうな問題もあるうかと思ひますが、対外的な関係から見まして、どういふ形で、どういふ方法で取り上げるのがいいかという点につきまして、まだちよつと結論を得る段階に至らないわけでありま

す。

か、あるいは外交辞令上、何か相手に不快な感じを与えんかというふうなことは一向ないじやないか、ただ、実施の時期が、主権が回復した際というこ

とさえ明確になれば、何も問題はないじやないかというふうに感ずるのであります。私のこの考え方が誤りでありますならば、政府の異なった見解を伺ひたい。

○安井国務大臣 今申し上げますように、私も今慎重に検討いたしておる最中でありまして、井堀委員のお話

が、全面的に、これはどうも絶対困るんだとかなんとかいふことは、むしろ出しているわけではない。そういうお

考え、また、堅持におきまして、私も、これは非常に同調すべき性格のものだといふふうにしておりませんが、今申し上げましたような条約の問題等も関連して見ますと、たとえば、別表に規定を載つておる場合に、今沖繩に影響のあるような日本の法律が作

用するといふような場合に、はたしていかげなものとといふような点について、もう少し検討を要する面があると思ひまして、そういう点を目下検討中といふこととさせていただきます。

はごうもない問題だ。そういうことが、この際にわかに決定できないといふのについて、むしろ適不安を感じるのであります。一体、条約でも拘束を受けないし、あるいは国際信義の上からいつても当然だし、また、国内法の上からいつても一向に差したかえのないようなことを、何か相手国にはばからなければならぬといふような態度は、私は、誠にこの際改むべきだと思

われる一つの大きな具体的事実だと思ひます。ことに、前回もお尋ねした際に申しましたように、沖繩の同胞に対するわれわれの当然の任務の一つでもあります。それらの問題をなおざりに、時間を費やすといふことは、そ

うい意味で非常な損失になる。また、われわれ日本国民としましては、沖繩の同胞に対して、極端な無責任な態度のそしりを受けると思ひますのであります。これは政府だけ責めるのじやありません。もし、何もないけれどもといふことで、国の最高の機関である国会の意思決定等があればという

ことならば、これはまた各党とも諮つて、国会の意思決定をするということによつて運ぶといふ方法も出てくると思ひます。しかし、今までの御答弁

の中では、不得要領といへば言い過ぎかもしれないが、どうも納得のできる御答弁じやないので、もっと納得のできるような政府の見解を一つ明らかにしてほし。

○安井国務大臣 井堀委員のお話の御趣旨、気持は、私も非常によくわかるのであります。何とかさういつた点でさらに具体的な結論を出したいと思つて検討を進めておるのであります。が、現実、先ほど申し上げました

ような点も若干問題が残っておりまして、もう少し時間をかけていただいて検討したい、政府としてはそう考えております。従つて、今の御提案のような趣旨が絶対でないときめておるわけでもございませんし、また、できるものならやりたいという気持ちも持つておるわけでありまして、手続上あるいはその他の関係から、決定をいたしますにはもう少し検討を進めてからにしたい、こういうふうに思つております。

○井堀委員 これ以上何回お尋ねしても同じことを繰り返すことになると思ひますので、この点はやめますが、ぜひ一つ、今の御答弁の中にありますように、具体的に何の故障のないように判断されておるの意図でしようが、もう少し検討してという意味でしようが、伺います。最近沖繩からも、政治責任を帯びた重要な代表者が政府にも、国会にも陳情に見えております。また、新聞の報ずるところによると、近く日本からも代表者を送つて、実情調査その他問題の処置に当たる方法が講ぜられておるの如くお尋ねしておりますが、その以前には、少なくともこの問題は解決しておくべきだ。できるなら、沖繩の代表に対しては、やはり適当な回答が要請されるものと思ひます。そういう意味で、すみやかに一つ御決定を願つて、この委員会に報告できますように要望をいたしておきたいと思ひます。この点に對して、一つ大臣の所見を伺いたい。

○安井国務大臣 できるだけ御趣旨の線で努力していきたいと思つております。

○竹山委員長 他に質疑はございませんか。——他に質疑がなければ、これにて本案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○竹山委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、これにて休憩をいたし、午後一時より再開いたします。

午後三時五十分休憩

午後三時五十分再開

○竹山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙制度審議会設置法案に対する質疑は終局いたしましたので、これより本案を討論に付します。

別に討論の通告がございませんので、直ちに採決いたしますと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○竹山委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

これより採決いたします。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○竹山委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

○竹山委員長 ただいま可決になりました。選挙制度審議会設置法案に對し、自由民主党、日本社会党、民主社会党三派共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者よりその趣旨説明を求めます。

青木正君。

○青木委員 ただいま提出されております。

まする附帯決議につきまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党三派を代表いたしまして、提案の説明をいたします。

申し上げるまでもなく、わが国の選挙制度につきましては、その改正の必要ありとする世論が高まつておるのにおきまして、十分世論の動向にもかんがみ、また、選挙の実態にもかんがみまして、公正な改正意見の出でくることを私も希望するのであります。しかしながら、現実の問題といたしまして、選挙の理論を通さなければならぬと、同時にまた、諸般の政治情勢等を勘案する必要もあつたし、各般の面からいまして、この審議会に諮問するにあたりましては、政府として十二分にその点について配慮がなければならぬと思ひますのであります。そこで、私も、この際、この法案の通過にあたりまして、附帯決議を提出したいと存するのであります。

まず、附帯決議の案文を朗読いたします。

選挙制度審議会設置法案に對する附帯決議（案）

一、選挙制度審議会の調査審議に当たつては、まず、当面急を要する事項について早急に行ない、選挙区制の根本的改正について調査審議を行なう場合には、特に慎重を期すること。

二、公明選挙を推進するため、選挙管理委員会の組織及び権限を強化すること。

三、選挙公営を拡充強化し、罰則を強化する等選挙の腐敗防止に努めること。

四、現行選挙区制のもとにおける衆議院議員の選挙区別人口と議員定数の不均衡をすみやかに是正すること。

この四項目であります。

簡単に理由を申し上げます。

第一点につきましては、すでに選挙制度調査会、あるいはまた、各政党等におきまして、現行選挙法について改正を要すべき点に關し、十分検討を尽くされた問題もあるのであります。この問題につきましては、政府として、早急に機会に審議会において結論を出していただくことが私も望ましいものでありまして、政府におきまして、そういう考えのもとに諮問をしていただきたいということを、私も期待いたします。ただ、他方におきまして、選挙区制の根本的な改正の問題も、本審議会の性格として当然取り上げられる問題として当然あります。しかしながら、選挙区制の根本的改正につきましては、これは現実の政治情勢等を勘案する必要もあつたし、特に慎重に検討すべきものである、かような考えのもとに第一項をうたつたのであります。

第二点につきましては、これは常時啓蒙の徹底、あるいは選挙の管理、執行の適正化、あるいは公営の拡大に伴ういろいろな事務の複雑化等に關連した権限を特に強化する必要があるのではないかと、こういうことを表わしたのであります。

第三点につきましては、これは金のかからぬ選挙ということが選挙法改正の一つのねらいでもあり、また、民主政治の根本を正しくするためには、何と申しまして、選挙の公営を拡充強化することと罰則を強化することが、最も必要だろうと考えられるのであります。

第四点といたしましては、いわゆる選挙区の人口と定数のアンバランスの問題であります。このことは、もう今さら説明するまでもなく、きわめて不合理なことであり、できるだけ早く解決しなければならぬことは言うまでもないのであります。特に昨年の国勢調査の結果もすでに判明いたしておりますので、この不均衡の是正ということをするに、この不均衡の是正といたしまして、すみやかに取り上げなければならぬ。

かような趣旨のもとにこの附帯決議を提出することにした次第であります。何とぞ御賛成をお願いします。

○竹山委員長 これにて趣旨説明は終りました。

本動議について、島上善五郎君より発言を求められております。これを許します。島上善五郎君。

○島上委員 ただいまの附帯決議は三党共同提案のものでありまして、私も、もちろんこれに賛成しておるわけでありまして、今青木委員からその理由の説明がありまして、今さらつけ加えて申し上げることもないわけですが、この機会に、念を押す意味において私どもの考えを述べ、並びに大臣の所見を最後に一言伺つておきたいと思ひます。

私どもの考えは、本案の審議の過程でかなりはつきりと浮き彫りされたつもりです。また、その間に大臣の答弁もございました。記録に載つておりますが、要するに、明年参議院の選挙

がある、去年の十一月の選挙にかんがみて、早急に、不正、腐敗の選挙を防止するための法改正、並びに、それと関連するわけですが、最も悪質と思われる各種の金のかかる事前運動を防止する手が、法律改正その他行政措置で必要だと思われる。ところが、一方には、制度の根本の改正をしなければ、そのような改正ができないものだといふような考えもあるわけです。しかし、制度の根本的な改正というものは、なかなかむずかしい問題で、現に各党の意見も一致しておりませんし、さらに言うならば、党内の意見だって必ずしも一致していないという状況であります。これについては政治情勢というものも関連しますので、制度の根本改正と当面の改正とは、一緒に関連させてやろうという考えに立ちますと、必要な当面の改正もすると流れてしまふ。これは今までの経験に徴してもそのようなのです。そこで、この附帯決議にもはつきりしておきますように、当面の緊急を要する改正、すなわち、公明選挙を行なうための選挙の組織及び運用を強化すること、選挙公営を拡充強化し、罰則を強化すること、さらには合法的改正をやること、さらには、はなはだしい人口の移動による衆議院議員の選挙区と議員定数のアンバランスの是正というものを先に改正を行なうて、区制の根本問題を検討するような際には慎重を期するといふこと、これは、私ども附帯決議を作成する過程で私どもの考えを申しました、が、話し合いの政治の精神に徴して、土俵の根本を変えるようなときには、与党が若干多数であるからといって与党の考えで押しきってしまうという

ことじやなしに、十分各党で話し合いをして、それを前提としてそういう問題に取組むべきものであるというふうに私どもも考える。特に小選挙区制については、社会党は、しばしばはつきりいたしましたように、強い反対を持っておるし、本日、わが党の本案に対する最終態度を決定する際にも、そういう強い意見があったのであります。その点を十分考えの中に入れていただいて、この附帯決議の精神を十分に尊重してもらふ。そうしませんが、せっかく必要な改正まで流れてしまうという危険性があります。私どもは、当面の改正についてはほんとうに高い立場に立って真剣に世論にこたえた、こういうふうな考えをしておりますので、この点に対して、ぜひ大臣においては十分考えの中に入れておいていただきたい。そして最後に、大臣の所見を承ておきたいと思ひます。

○竹山委員長 ただいまの島上君の発言に關して、自治大臣の発言を求めます。自治大臣。

○安井國務大臣 ただいま青木委員から、三派を代表されまして、附帯決議が提出されたわけでございます。これに關連しまして、島上委員から、特に現行制度においてやるべきものを早急にやれ、そして、根本的な選挙区画といったような問題については慎重の上にも慎重を期せ、こういう御要望がございましたが、政府といたしまして十分この御意思を尊重いたしまして、その線に沿って善処するつもりでございます。

○竹山委員長 他に御発言がなければ、これより採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を願ひます。

す。

〔賛成者起立〕

○竹山委員長 起立総員。よつて、本動議は可決されました。

○竹山委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹山委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

本日は、これにて散会いたします。午後三時十六分散会

〔参照〕

選挙制度審議会設置法案（内閣提出第二二〇号）に関する報告書（別冊附録に掲載）

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第六号中正誤

ページ	行	誤	正
九二	終り	あらに、	さらに、
〃	三	行なわれな	行なわれな
〃	四	いまま、	いまま、
〃	五	いまま、	いまま、
〃	六	いまま、	いまま、
〃	七	いまま、	いまま、
〃	八	いまま、	いまま、
〃	九	いまま、	いまま、
〃	一〇	いまま、	いまま、
〃	一一	いまま、	いまま、
〃	一二	いまま、	いまま、
〃	一三	いまま、	いまま、
〃	一四	いまま、	いまま、
〃	一五	いまま、	いまま、
〃	一六	いまま、	いまま、
〃	一七	いまま、	いまま、
〃	一八	いまま、	いまま、
〃	一九	いまま、	いまま、
〃	二〇	いまま、	いまま、
〃	二一	いまま、	いまま、
〃	二二	いまま、	いまま、
〃	二三	いまま、	いまま、
〃	二四	いまま、	いまま、
〃	二五	いまま、	いまま、
〃	二六	いまま、	いまま、
〃	二七	いまま、	いまま、
〃	二八	いまま、	いまま、
〃	二九	いまま、	いまま、
〃	三〇	いまま、	いまま、
〃	三一	いまま、	いまま、
〃	三二	いまま、	いまま、
〃	三三	いまま、	いまま、
〃	三四	いまま、	いまま、
〃	三五	いまま、	いまま、
〃	三六	いまま、	いまま、
〃	三七	いまま、	いまま、
〃	三八	いまま、	いまま、
〃	三九	いまま、	いまま、
〃	四〇	いまま、	いまま、
〃	四一	いまま、	いまま、
〃	四二	いまま、	いまま、
〃	四三	いまま、	いまま、
〃	四四	いまま、	いまま、
〃	四五	いまま、	いまま、
〃	四六	いまま、	いまま、
〃	四七	いまま、	いまま、
〃	四八	いまま、	いまま、
〃	四九	いまま、	いまま、
〃	五〇	いまま、	いまま、
〃	五一	いまま、	いまま、
〃	五二	いまま、	いまま、
〃	五三	いまま、	いまま、
〃	五四	いまま、	いまま、
〃	五五	いまま、	いまま、
〃	五六	いまま、	いまま、
〃	五七	いまま、	いまま、
〃	五八	いまま、	いまま、
〃	五九	いまま、	いまま、
〃	六〇	いまま、	いまま、
〃	六一	いまま、	いまま、
〃	六二	いまま、	いまま、
〃	六三	いまま、	いまま、
〃	六四	いまま、	いまま、
〃	六五	いまま、	いまま、
〃	六六	いまま、	いまま、
〃	六七	いまま、	いまま、
〃	六八	いまま、	いまま、
〃	六九	いまま、	いまま、
〃	七〇	いまま、	いまま、
〃	七一	いまま、	いまま、
〃	七二	いまま、	いまま、
〃	七三	いまま、	いまま、
〃	七四	いまま、	いまま、
〃	七五	いまま、	いまま、
〃	七六	いまま、	いまま、
〃	七七	いまま、	いまま、
〃	七八	いまま、	いまま、
〃	七九	いまま、	いまま、
〃	八〇	いまま、	いまま、
〃	八一	いまま、	いまま、
〃	八二	いまま、	いまま、
〃	八三	いまま、	いまま、
〃	八四	いまま、	いまま、
〃	八五	いまま、	いまま、
〃	八六	いまま、	いまま、
〃	八七	いまま、	いまま、
〃	八八	いまま、	いまま、
〃	八九	いまま、	いまま、
〃	九〇	いまま、	いまま、
〃	九一	いまま、	いまま、
〃	九二	いまま、	いまま、
〃	九三	いまま、	いまま、
〃	九四	いまま、	いまま、
〃	九五	いまま、	いまま、
〃	九六	いまま、	いまま、
〃	九七	いまま、	いまま、
〃	九八	いまま、	いまま、
〃	九九	いまま、	いまま、
〃	一〇〇	いまま、	いまま、